

議案第37号

大田原市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月6日提出

大田原市長 相 馬 憲 一

大田原市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例
大田原市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成26年条例第25号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<u>大田原市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u> （目的） 第1条 この条例は、<u>情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。</u> （定義）	<u>大田原市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u> （目的） 第1条 この条例は、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第9条第1項の規定の趣旨にのっとり、条例等に基づく市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</u> （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 条例等 条例及び規則（市の機関が定める規程を含む。）並びに栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第31号）及び栃木県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第34号）により市が処理することとされた事務について規定する栃木県の条例及び執行機関の規則をいう。

(削る)

(3) 市の機関 次に掲げるものをいう。

ア 市長、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第1項の規定により市に置かれる執行機関、市の議会、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により市に置かれる地方公営企業の管理者（同法第8条第2項に規定する管理者の権限を行う市長を含む。）

イ アに掲げる機関の職員であって法令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの_____

ウ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 条例等 条例及び規則等並びに栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第31号）及び栃木県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第34号）により市が処理することとされた事務について規定する栃木県の条例及び執行機関の規則をいう。

(3) 規則等 規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。）、議会の規程、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程及び告示をいう。

(4) 市の機関 次に掲げるものをいう。

ア 地方自治法第7章の規定に基づいて置かれる大田原市（以下「市」という。）の執行機関、市の議会、地方公営企業法_____第7条の規定により市に置かれる地方公営企業の管理者（地方公営企業法第8条第2項に規定する管理者の権限を行う市長を含む。）

イ アに掲げる機関の職員であって法令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの又は地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。

(新設)

者

(4)～(6) (略)

(7) 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。この場合において、経由機関（法令又は条例等の規定に基づき、他の行政機関等又は民間事業者を経由して行われる申請等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける市の機関に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。

(8) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき市の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。この場合において、経由機関（法令又は条例等の規定に基づき、他の行政機関等又は民間事業者を経由して行う処分通知等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う市の機関が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。

(9)～(11) (略)

(5)～(7) (略)

(8) 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。_____

(9) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき市の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。_____

(10)～(12) (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる。

2・3 (略)

4 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をする事が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする装置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、_____電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。_____）を使用して行わせることができる。

2・3 (略)

4 第1項の場合において、市の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をする事としているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(新設)

技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をすべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 市の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織

を使用して行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2・3 （略）

（新設）

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 市の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2・3 （略）

4 第1項の場合において、市の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をすべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 市の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 （略）

（電磁的記録による作成等）

4 第1項の場合において、市の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

（新設）

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 市の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 （略）

（電磁的記録による作成等）

第6条 市の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 (略)

3 第1項の場合において、市の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(削る)

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを

第6条 市の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 (略)

3 第1項の場合において、市の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(市の手続等に係る情報システムの整備等)

第7条 市は、市の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

3 市は、市の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

(新設)

対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定により行うことが規定されているものを除く。）

（添付書面等の省略）

第8条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

（手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表）

第9条 （略）

（委任）

第10条 _____この条例の施行に関

（新設）

（手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表）

第8条 （略）

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し

し必要な事項は、市の機関が別に定める。

必要な事項は、規則等で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大田原市民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

2 大田原市民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成27年法律第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(9) (略) (10) 交付等 民間事業者等が、書面等又は電磁的記録に記録されている事項を交付、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、<u>大田原市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成26年条例第25号）第2条第7号</u>に掲げる申請等として行うものを除く。 (11)・(12) (略)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(9) (略) (10) 交付等 民間事業者等が、書面等又は電磁的記録に記録されている事項を交付、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、<u>大田原市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成26年条例第25号）第2条第8号</u>に掲げる申請等として行うものを除く。 (11)・(12) (略)